

## 港長公示第 8-102 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 18 日

京 浜 港 長

### 京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域において、新海面処分場建設工事が行われるため、下記により船舶（当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

なお、令和 7 年 7 月 18 日港長公示第 7-103 号による京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止は、令和 8 年 5 月 28 日午前 7 時零分をもって解除する。

#### 記

##### 1 期間

令和 8 年 5 月 28 日午前 7 時零分から当面の間

##### 2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及び護岸線により囲まれた海面

イ 北緯 35 度 34 分 56 秒 東経 139 度 49 分 47 秒（護岸上）

ロ 北緯 35 度 34 分 49 秒 東経 139 度 49 分 53 秒

ハ 北緯 35 度 34 分 45 秒 東経 139 度 49 分 44 秒

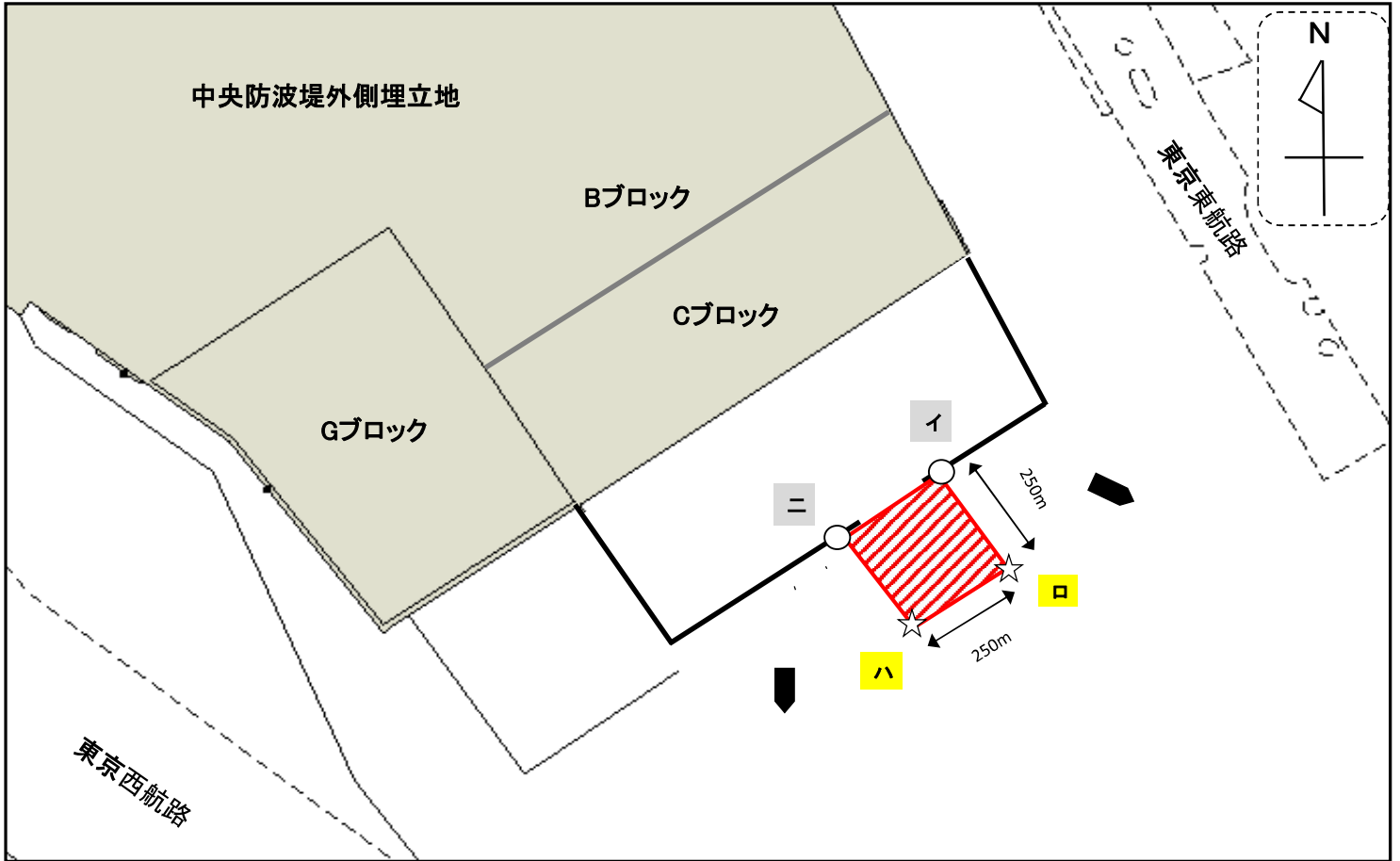
ニ 北緯 35 度 34 分 51 秒 東経 139 度 49 分 39 秒（護岸上）

##### 3 標識





前記 2 の区域を明示するため、イとニの各地点に黄色塗標識灯（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）、ロとハの各地点に黄色塗灯浮標（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

##### 4 その他

前記 2 の区域周辺海域に警戒船が 2 隻以上配備される。



凡例

-  工事区域 (航泊禁止区域)
-  灯浮標 (黄光・4秒1閃光・同期点滅)
-  標識灯 (黄光・4秒1閃光・同期点滅)
-  警戒船